

最終更新日:2015年7月17日

ジーヨシックス

代表取締役社長 吉岡 昌成

問合せ先:取締役 経営企画室室長 大崎 篤彦

証券コード:3221

<http://yossix.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値を最大限に高めるために、経営の健全性を確保し、株主及び利害関係者等に対し経営の透明性を高め、経営目標を達成するための意思決定の迅速化を図ることは、経営上非常に重視すべきことであると認識しております。企業経営にあたり、企業倫理の確立、チェック機能の強化、コンプライアンス体制の充実、リスク管理の徹底を図り継続的により一層の充実を目指し取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
吉岡 昌成	800,000	31.60
株式会社吉岡	755,000	29.80
吉岡 光代	373,800	14.70
吉岡 裕太郎	100,000	3.90
瀬川 雅人	50,000	2.00
株式会社SBI証券	40,300	1.60
日本証券金融株式会社	26,500	1.00
ヨシックス社員持株会	17,200	0.70
渥美 俊彦	15,000	0.60
馬籠 朋広	12,000	0.50

支配株主(親会社を除く)の有無	吉岡 昌成 吉岡 光代
-----------------	-------------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ、名古屋 第二部
-------------	-------------------

決算期	3 月
-----	-----

業種	小売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の支配株主は、吉岡昌成及び吉岡光代であります。当該支配株主との間に取引が発生する場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、その取引金額の多寡に関わらず、取引内容及び条件の妥当性について、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家に相談するとともに、代表取締役社長(支配株主)以外の取締役による厳格な判断のもと、取締役会による承認決議をもって決定し、少数株主の

保護に努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
植村 亮仁	公認会計士											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
植村 亮仁	○	——	植村亮仁氏は公認会計士として企業会計に関する豊富な経験及び知見を有しており、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督に適していると考えております。また、当社及び当社の経営陣から独立した立場であり、一般株主と利益相反が生ずるような利害関係を一切有しておりません。また、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしていることから、独立役員として指定するものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

代表取締役社長の直轄機関である内部監査室は、監査役会などと連携して定期的に業務執行部門への内部監査を実施し、各部門の所管業務が法令、定款及び社内諸規程を遵守し、適正かつ有効に運営されているか否かを調査しております。内部監査の実施状況は、取締役および監査役に報告され、業務改善に努めております。

監査役は、監査役会が定めた監査方針、業務分担などに従い、取締役会をはじめとした重要な会議に出席するとともに取締役および事業部門責任者等から業務の報告を聴取するなどし、業務および財産の状況の調査を行うことにより経営全般を監査しております。また内部監査室から期首の監査計画・監査方針や期末の監査結果等の定期報告を含め、監査進捗状況の適宜聴取および意見交換等を行っております。さらに内部監査室の監査現場に立ち会う等して連携強化に努めております。会計監査人との相互の連携強化については、監査計画および監査方針、期末監査結果の説明を受けるなどして意見交換を実施し、必要に応じて会計監査人の監査現場に立ち会うなど連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐藤 祥一	他の会社の出身者													○
長谷川 一裕	弁護士													○
戸谷 隆夫	税理士													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 祥一	○	――	佐藤祥一氏は上場企業において長年に渡り監査役業務を行っており、監査役としての豊富な経験及び知見を有しております。その上で当社が属する業界とは全く異なる業界出身であるため、一般株主との利益相反が生ずるような利害関係を一切有しておりません。また東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしていることから、独立役員として指定するものであります。
長谷川 一裕		――	長谷川一裕氏は弁護士として培われた豊富な経験と幅広い見識から、主に法律面の観点から経営の監督に活かして頂くことが期待できるため、社外監査役に選任されたものであります。
戸谷 隆夫		――	戸谷隆夫氏は税理士として培われた豊富な経験と幅広い見識から、主に経営管理の妥当性・適正性の観点から、経営の監督に活かし

		て頂くことが期待できるため、社外監査役に選任されたものであります。
--	--	-----------------------------------

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、今後更に一般株主の利益に配慮し、継続的に企業価値を高める手段の一つとして、社外取締役を独立役員としてもう1人選任する予定であります。その際、一般株主と利益相反が生じる恐れのないものであるかを判断した上で、選任することを基本方針としております。また、独立役員は他の役員との連携を密にとることにより会社情報を共有し、独立役員として期待される役割を果たすための環境を整備する方針であります。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は、業績、経営環境等を総合的に勘案し、報酬に反映させているため、取締役へのインセンティブ付与は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

役員報酬について個別開示はしておりませんが、総額表示にて対応しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については平成26年6月27日開催の株主総会決議に従い年額300百万円、また監査役の報酬については平成19年6月27日開催の株主総会決議に従い年額30百万円の範囲内で、過年度の報酬実績や業績及び個々の役割を勘案し決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

特に担当セクションを設けることはしておりませんが、常に社内取締役との情報共有ができる体制にしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

会社の機関としては会社法に規定されている株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。また役員の構成は取締役6名、監査役3名となっております。取締役は1名が社外取締役(会社法第2条15項)、監査役は3名が社外監査役(会社法第2条16項)のうち1名が常勤監査役となっております。

当社は会議規程を定め、定例取締役会を1ヶ月に1回開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催することで、経営に関する重要な意思決定及び月次・年次の決算報告を行っております。また各事業部の事業部部長及びエリアマネージャー以上によって構成される戦略会議を1ヶ月に1回開催し、取締役会での重要な意思決定、経営方針の調整及び業績管理、個別課題の審議等を行い情報の共有管理を徹底するとともに迅速な問題解決に努めております。なお必要に応じて店責会議を複数回開催し、戦略会議での審議・決定事項を実務レベルで伝達することで、全社に会社としての方針・指導を徹底する体制を構築しております。

また当社は監査役会を設置し、1ヶ月に1回監査役会を開催しております。監査役は取締役会に出席するほか、戦略会議、店責会議にも随時出席し、会社経営において重要な事項の情報を収集するとともに、関係各部門から報告を受け、必要に応じて勧告を行い、監査役の立場から取締役の業務執行を監査しております。

更に当社は対象とすべき事象に応じて、コンプライアンス委員会を開催しております。構成員は取締役会の出席者の他、各事業部部長、また必要に応じて外部専門家にもご出席頂き、適切な助言を頂くことで、コンプライアンスの強化に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は1名が社外取締役、監査役会は全員が社外監査役で構成されておりますが、これは社外からの監視機能を強化するためです。またコンプライアンス委員会も必要に応じて開催しており、構成員は社内のみならず、外部専門家も出席しており、社外取締役及び社外監査役制度の採用と同様に社外からの監視機能を強化することを目的としております。

このように、社外からの厳しい監視機能を活用することで、適正なコーポレート・ガバナンス体制を構築するために、現状の体制を選択しているものであります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、法定期日より早期の発送に努めてまいります。
その他	株主総会の開催場所を出席しやすい場所に確保するよう努めてまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家に株主になって頂くと同時に、当社のファンになって頂くよう、定期的な説明会の開催を実施していきたいと考えております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに、当社に対する理解を深めて頂くため、定期的な説明会の開催を実施していきたいと考えております。	あり
IR資料のホームページ掲載	多数の株主に理解を深めて頂くため、当社ホームページにIRサイトを設け、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明会資料及びその他適時開示資料等を掲載し、経営情報の迅速な開示に努めてまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室にて対応してまいります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「企業行動規範」を定め、お客様・株主様はもとよりお取引先様、従業員、ひいては社会からの揺るぎない信頼の確立を図り、事業活動を行っております。そのため当該規範の実現が企業の運営・存続・発展にとって極めて重要であることを認識して、率先垂範で社内管理体制を整備し、広く周知徹底して取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主、投資家、お客様、従業員等のステークホルダーに対して、企業情報の網羅性、適性及び適時性の確保を目的に、「金融商品取引法」、「東京証券取引所規則」及び「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」他関連諸法令に準拠し、重要事項につき適切に開示してまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、平成24年8月13日の取締役会にて、「業務の適正性を確保するための体制（内部統制システム）に関する決議（平成27年5月8日開催の取締役会にて一部改定）を定めており、概要は以下のとおりであります。

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に関する決議

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「企業行動規範」を制定し、その運用に努めるとともに、継続的なコンプライアンス教育・啓蒙を行う。
- ・コンプライアンスや内部管理体制の適切性・有効性を定期的に検証し、問題点の改善・是正を行うために、取締役を内部統制統括責任者に選任し、内部統制全般の適切な整備・運用を行う。内部統制統括責任者は、情報管理・リスク対策を統括・管理するとともに、他の委員会等を通じて社内の情報収集を行い、会社の内部統制体制の有効性の確保を図っていく。
- ・コンプライアンス体制の強化を目的として、内部通報制度を導入する。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社のコーポレート・ガバナンス強化のために、取締役会において会社全体で取り組むべき課題（社会的責任・リスク対策）の方針を決定する。内部統制統括責任者はその方針に沿って、主管部署を指示しコンプライアンス管理規程をはじめとする関連規程の整備・運用等、当社のリスクマネジメント体制の充実と強化を図っていく。

(3) 当社における業務の適正を確保するための体制

- ・業務の執行が法令および定款に適合するとともに、業務の適正と効率性の確保を目的として、組織規程や業務分掌規程をはじめとする社内規程を定め業務を執行する。

これらの規程は、法令の改廃や業務の見直し等、必要のある場合に随時見直しを行うものとする。

- ・業務執行部門から独立した取締役社長直轄の内部監査部門を設置し、各部門の業務プロセス等をチェックし、不正の防止とプロセスの改善に努める。
- ・内部統制統括責任者のもと、関連部署が主管となり財務報告の正確性・信頼性の確保とその推進を目的とする内部統制規程を制定し、内部統制システムの整備と強化を進める。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役は、その職務の執行に係る情報および文書の取り扱いについて、社内規程を定めるとともに、その規程の定めに基づき、適切に保存し管理を行う。

社内規程は法令の改廃等、必要のある場合に随時見直しを行うものとする。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役は、合理的かつ効率的な職務執行を確保するために、職務の役割分担を定めるとともに、取締役会規程や職務権限規程に基づき業務を執行する。

(6) 監査役監査の実効性確保体制

- ・監査役は、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を置くことを、取締役社長に求めることができる。また、その場合の使用人は専任者とし、監査役以外の指揮命令を受けないものとする。
- ・監査役は、内部監査部門から内部監査状況に係る情報の提供を受けることができるほか、重要な会議の内容の報告を受けるものとする。また、必要に応じて社内の会議に出席を求められることができるものとする。
- ・監査役は、代表取締役、会計監査人との定期的な情報交換の場を持つものとする。
- ・取締役および使用人は、業務執行において法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れがある事実を発見した場合は、速やかに監査役に報告する。
- ・取締役および使用人が監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ・当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対して、法令に基づく費用の前払い等を請求したときは、監査役の職務の執行に必要ないと証明された場合を除き、速やかに前払い費用等を支払う。

(7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ・当社は制定された「企業行動規範」により、反社会的勢力との関係を遮断する事を宣言し、お取引先の調査を実施、反社会的勢力の経営への関与防止、当該勢力による被害の防止等に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンス遵守を実践するために、企業行動規範を定めており、その中では「日々の業務遂行に際しては、関係法令（法律、政令、社内諸規程等）及びその意図している精神の遵守はもとより、社会的規範に照らし適切な方法で行動していく。」また「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力（反社会的勢力とは暴力団、暴力団関係者、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいう。）には断固とした態度をもって対応し、その不当な介入を常に妨げ、速やかに排除し、一切関わりを持たない。」と定めております。

これらを受け、当社の主要な会議（戦略会議等）や年に数回実施する各拠点ごとに実施している全体集会などの機会を利用し、定期的にその内容の周知徹底を図っております。

また公益財団法人暴力追放愛知県民会議の賛助会員にも加入し、情報収集するとともに、社内で情報を共有しております。

当社における反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力対応マニュアル」及び「反社会的調査マニュアル」を制定し、所管部署は総務課として運用を行っております。具体的には、新規取引先については、当該取引先より基本データの提出をお願いし、日経テレコン等を活用して情報収集を行い、事前にチェックする体制を構築しております。継続取引先におきましても調査を実施しております。またと取引先との間で締結する「基本契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、社内規程である「内部者取引防止規程」を定め、重要な企業情報を集約管理するとともに、迅速、正確かつ適切な情報開示を行う体制を整えております。

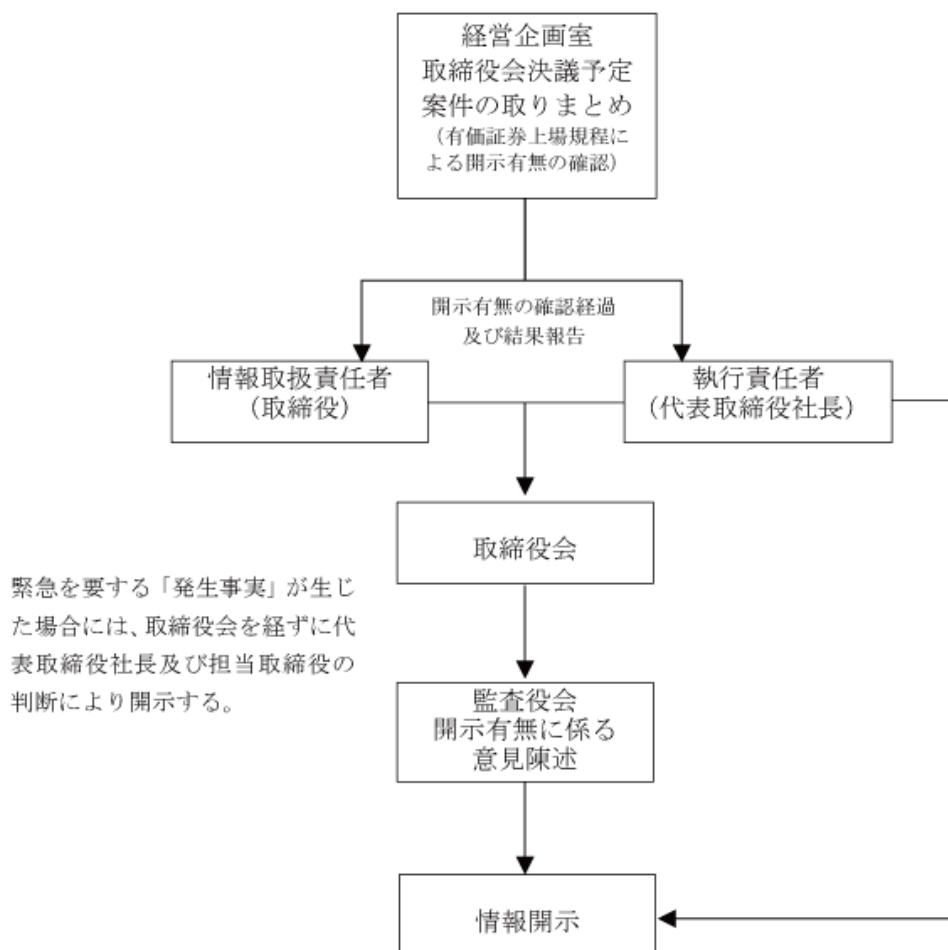
1. 決定事実

決定事実については、経営企画室が稟議事項及び取締役会議案の取りまとめを行っており、その案件の内容に応じて、代表取締役社長及び情報開示担当役員による開示の要否について検討を行い、開示が必要な場合は経営企画室から速やかに開示を行います。

2. 発生事実

発生事実については、重要事実の発生を認知または発生の疑いをを持った社内各部署は、所属の部門長が速やかに経営企画室及び関連部署に連絡を行い、代表取締役社長及び情報開示担当役員で開示の要否について検討を行い、開示が必要な場合は経営企画室から速やかに開示を行います。

【適時開示体制の概要（模式図）】



【コーポレート・ガバナンス体制 模式図（参考資料）】

